

葬祭組合告示第3号

平成20年5月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年5月7日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成20年5月15日(木)午後2時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

3. 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて

(2) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任について

(3) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任について

平成20年5月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成20年5月15日(木曜日)午後2時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番 及川俊子君	四街道市議会選出
2番 小林右治君(副議長)	佐倉市議会選出
3番 森野正君	佐倉市議会選出
4番 蕨和雄君	佐倉市長
5番 高橋操君(議長)	四街道市長
6番 市橋誠二郎君	四街道市議会選出
7番 原義明君	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議題説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂泰久君	酒々井町長
会 計 管 理 者	嶋田孝男君	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	石井八仁君	
事 務 局 次 長	藤崎泰宏君	

○会期

平成20年5月15日(木曜日) 1日

○議事日程

平成20年5月15日(木曜日)午後2時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案の上程、質疑、討論、採決

議案

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任について
- 議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任について

開会の宣告

午後 2 時 0 5 分 開会

- 議長（高橋 操君） ただいまの出席議員は 7 名で、議員定数の過半数に達しております。全員出席です。よって、平成 20 年 5 月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を開会いたします。
-

諸般の報告

- 議長（高橋 操君） 日程第 1、諸般の報告を行います。
本年 3 月 28 日付で任期満了による改選に伴い、四街道市議会において新たに組合議会議員として、及川俊子君及び市橋誠二郎君が選出されましたので、ここにご報告いたします。
次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、了承願います。
-

議席の指定

- 議長（高橋 操君） 日程第 2、議席の指定を行います。
今回当選されました及川俊子君及び市橋誠二郎君の議席は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第 4 条第 2 項の規定により、及川俊子君の議席は 1 番に、市橋誠二郎君の議席は 6 番に指定いたします。
-

会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 操君） 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第 81 条の規定により、小林右治君、原義明君の両名を指名いたします。
-

会期の決定

- 議長（高橋 操君） 日程第 4、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第 5 条第 1 項の規定により本日 1 日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋 操君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日と決しました。
-

行政報告

- 議長（高橋 操君） 日程第 5、行政報告を行います。
事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。
○事務局長（石井八仁君） はい、議長。
○議長（高橋 操君） 事務局長、石井八仁君。
-

○事務局長（石井八仁君） はい。事務局長の石井八仁でございます。ここでお許しをいただきまして行政報告を申し上げます。

初めに、5月9日、さくら斎場利用に伴う葬祭事業者説明会を開催いたしました。さくら斎場の火葬場、式場をご利用いただくに当たりましては、ほとんどのご利用者が葬祭事業者を介しましてのご利用となっております。このため、この説明会はさくら斎場の円滑な運営が行われることができるように、葬祭事業者のご理解、ご協力をいただくことを目的として開催したものでございます。

次に、平成19年度から一般競争入札を導入いたしましたところでございますが、平成20年度は4月末現在5件実施いたしまして、うち3件につきましては長期継続契約を導入したものでございます。

次に、さくら斎場の利用状況につきまして、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。先ほどの資料でございますが、平成19年度合計欄をごらんください。式場利用は581件で、前年度より6件増加で、式場利用率は96.2%でございます。火葬件数は2,109件で、前年度と同件数でございます。組合内の火葬件数は30件の増加で、組合外は30件の減少となっております。組合外の減少の主な要因は、昨年6月に印西斎場がオープンしたことによる影響が大きいものと考えております。

以上で行政報告を終わります。

議案の上程

○議長（高橋 操君） 日程第6、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 操君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久君） 議長。

○議長（高橋 操君） 管理者、小坂泰久君。

○管理者（小坂泰久君） はい。管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成20年5月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、本会議が成立したことに對しまして心からお礼を申し上げます。

また、先ほど議長報告にもございましたように、このたびの組合議員の改選に伴い、新たに四街道市議会より及川俊子議員、市橋誠二郎議員をお迎えしての議会であり、今後のご協力とご指導を切にお願い申し上げます。

ただいまから本臨時会に提案いたしました議案3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきまして、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたもので、これを報告し、承認を求めるとでございます。

次に、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任についてでございます。大川靖男監査委員が平成20年4月13日付をもって任期満了となりましたので、引き続き大川靖男氏を選任

いたしたく、組合規約第12条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任についてでございます。監査委員につきましては、識見を有する者及び組合議員の中から各1人を選任することとなっております。監査委員として、組合議員の市橋誠二郎氏を選任いたしたく、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合規約第12条第2項の規定により議会の同意を求めます。

以上概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明いたします。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 操君） 続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

○事務局長（石井八仁君） はい、議長。

○議長（高橋 操君） 事務局長、石井八仁君。

○事務局長（石井八仁君） はい。それでは、議案第1号の資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

専決処分の承認を求めることについてでございますが、専決処分の理由等、本協議書の提出期限が平成20年3月21日までに必着との依頼でした。また、構成市町の議会及び四街道市議会議員選挙等の日程により時間的に余裕がなく、明らかに議会招集の日程調整が困難なため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の内容でございますが、専決処分事項として、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。

規約変更理由でございますが、次のページをお開きいただきたいと思っております。次に、規約変更理由書でございます。こちらでございますが、読ませていただきます。平成17年度に消防庁において、消防救急無線の広域化・共同化は、デジタル化への移行費用の節減と消防の広域的活動への対応両面で有効なものとの判断から、原則都道府県を単位として広域化・共同化していくべきとの考えを示したことにより、本県においても同年度に県内消防長で組織する千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進協議会を設置し、平成19年3月に広域化・共同化等の計画を策定した。

この結果、県域一体整備として、県事業である防災行政無線との一部共有により運営することが、経済性等さまざまな観点から効率的・合理的であることとの結論にかんがみ、千葉県がこの消防救急無線事務の委託を受け、防災行政無線と一元的に整備・管理することが最良の方法であるとされたところでございます。

また、このためには、その整備・運営機関として、県域一組織管理が望ましく、全消防本部が加入し、かつ法人格を有する共同処理機関と千葉県との委託契約締結の必要性にかんがみ、千葉県市長会及び千葉県町村会から当該事業の実施要望も受けた機関として、県内全市町村・組合が構成団体である千葉県市町村総合事務組合に新たな事務として同組合の規約に下記事務を追加し、消防救急無線の広域化・共同化を図ろうとするものでございます。

組合規約に追加する新たな事務、消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理というものでございます。

前のページに戻っていただきまして、その専決処分日でございますが、平成20年2月28日でございます。施行期日が平成20年4月1日から施行されております。

なお、本協議については、既に平成20年3月31日付千葉県指令第6464号をもって千葉県知事から許可済みとなっておりますでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それから、議案第2号、第3号につきましては人事案件でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋 操君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 操君） 質疑なしと認めます。

討 論

○議長（高橋 操君） 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 操君） 討論なしと認めます。

採 決

○議長（高橋 操君） それでは、これより採決を行いたいと思います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋 操君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋 操君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり同意されました。

議案第3号を採決いたします。

地方自治法第117条の規定により、市橋誠二郎君の退場を求めます。

〔6番 市橋誠二郎君退場〕

○議長（高橋 操君） それでは、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋 操君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり同意されました。

どうぞ。挙手全員で同意されました。

〔6番 市橋誠二郎君入場〕

閉会の宣告

○議長（高橋 操君） それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。
これにて平成20年5月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後2時27分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 高 橋 操

議 員 小 林 右 治

議 員 原 義 明